

令和5(2023)年度栃木県教員研修計画

とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～

人間性豊かで信頼される教師

幅広い視野と確かな指導力をもった教師

教育的愛情と使命感をもった教師

	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
全体指標	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し、組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなど、ミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。

<総合教育センターが主催する研修>

基本研修

○経験年数に即応し、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識・技術及び態度を習得させる研修
教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象に、経験年数に即応した研修

専門研修

○教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識・技能及び態度を習得させる研修

ミドルリーダーを育成する研修、教育相談に関する研修、特別支援教育に関する研修、幼小連携に関する研修 等

○法律によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的知識・技能及び態度を習得させる研修

校長・教頭を対象とした研修、新任の主任等を対象とした研修 等

○自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる研修

教科指導に関する研修、ICTに関する研修、教育相談に関する研修、特別支援教育に関する研修、校内研修に関する研修、幼児教育に関する研修、学校図書館に関する研修 等

○教員としての識見や能力の一層の向上を図るための自主的な研修

若手教員や本県の教員を目指す大学生等を対象とした研修、夏季休業中に宇都宮大学が実施する研修講座

<教育委員会事務局各課室、各教育事務所が主催する研修>

【研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について】

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は、教師が自らの研修ニーズ、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことを基本としているため、教師の意欲・主体性と調和したものとなるよう、当該教師の意向を十分くみ取って行う。

○ 対象となる教師の範囲

校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、学校栄養職員、寄宿舎指導員

○ 研修履歴の記録の目的

対話に基づく受講奨励の際に研修履歴を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的とする。

○ 研修履歴の記録の範囲

研修には、教師の資質の向上を目的に行われるものと、事実上の情報提供や説明会に留まるものの双方が想定されるが、後者と判断されるものは記録の対象としない。記録する研修は以下の通り。

必須記録研修等

ア. 県教育委員会が実施する研修

- ① 栃木県教育委員会が実施する研修（中核市が実施する研修を含む。）
- ② 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ③ 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

その他任命権者が必要と認めるもの

イ. 市町教育委員会が実施する研修

- ④ 職務研修として行われる市町教育委員会等が実施する研修

ウ. 学校が実施する研修

- ⑤ 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等

エ. 個人が自主的に参加する研修

- ⑥ 教師が自主的に参加する研修等（教職員支援機構、大学・教職大学院、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習）

○ 研修履歴の記録の方法（令和5年度について）

Excel シートに、教師が各自で記録する。

○ 対話に基づく受講奨励の方法・時期

教師への対話に基づく受講奨励

当初面談での活用

- ・校長は、令和5年度に指定された研修及び希望する研修を教師から聞き取るとともに、必要に応じて研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行う。
- ・教師は、校長へ研修等の予定を伝えるとともに、校長から情報提供や指導助言を受け、研修等の見通しをもつ。

期末面談での活用

- ・校長は、令和5年度に受講した研修等についての報告を教師から受けるとともに、必要に応じて教師の今後の資質向上のための指導助言を行う。
- ・教師は校長へ研修等を報告するとともに、校長から指導助言を受け、学びの成果や自らの成長、課題の振り返りを行う。

校長への対話に基づく受講奨励

- ・服務監督権者は、面談において、必要に応じて情報提供や指導助言を行う。

○ その他

臨時的任用教員等については、研修履歴の記録の対象とはならないが、当初面談並びに期末面談の場を活用して、必要に応じて対話に基づく受講奨励を行う。